

議 案 第 32 号

松戸市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について

松戸市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

生産緑地法の改正を踏まえ、生産緑地地区の面積要件を緩和することにより、市内の農地の保全に資するため。

## 松戸市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものとする。

(区域の規模)

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。